

建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

試験問題

受付番号		氏名	
------	--	----	--

- ・ 試験中の私語・カンニング等は絶対にしないこと、疑わしい行為があった場合は全て不合格とします。
- ・ 机の上は筆記具等、必要なものだけにしてください（テキスト、ノート、スマホ等はしまってください。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの電源は切ってください。
- ・ 解答用紙、問題の両方に受付番号、氏名を記入してください。
- ・ 解答用紙のマークシートはHB以上の鉛筆で記入してください。
（機械読み取りのため）
- ・ マークシートは①氏名を記入、②受付番号を記入し、マークシートを塗りつぶして下さい。（例：受付番号が1番の場合は「001」と記入し、塗りつぶす。）
- ・ 「始め」の合図があるまでは表紙を開けないでください。
- ・ 講習科目の免除者は、免除科目は解答の必要はありません。
- ・ 解答は4問中正解1問を選んでください。問題は全部で35問あります。
- ・ 試験時間は60分です。開始時刻から30分間は退出できません。
- ・ 退出する場合は試験問題と解答用紙の両方を事務管理者に提出してください。

修了考査（筆記試験）問題配点					
【科目1】 基礎知識1	【科目2】 基礎知識2	【科目3】 石綿含有建材 の調査	【科目4】 現地調査の 実際と留意点	【科目5】 調査報告書 の作成	合計
10点 (5問×2点)	10点 (5問×2点)	30点 (10問×3点)	40点 (10問×4点)	10点 (5問×2点)	100点 (35問)

合格基準：受講者が受験した各科目の点数の合計をもって満点とし、各科目の得点が各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が受験した科目の合計点の60%以上であること。

一戸建て等建築物石綿含有建材調査者試験

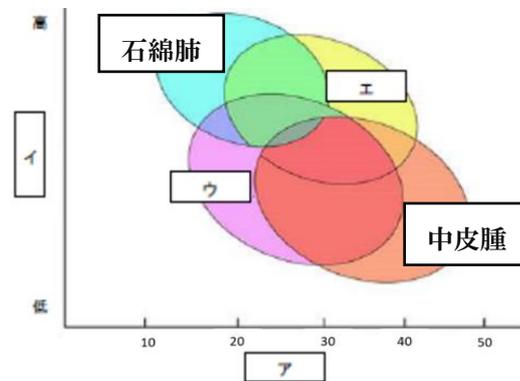
R03.11.05 発行

【一戸建て等】第1章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

- 問題1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 建築物石綿含有建材調査目的には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
 - ② 国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていたことが確認されている。
 - ③ 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、オーストラリア、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
 - ④ 1995（平成7）年、石綿が1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。
- 問題2 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿が0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
 - ② 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、4年間保存しなければならない。
 - ③ 石綿則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材に石綿含有の有無を確認する必要がある。
 - ④ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- 問題3 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
 - ② アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
 - ③ 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
 - ④ 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- 問題4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
 - ② 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
 - ③ 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
 - ④ 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。

問題 5 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢①、②、③、④は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 石綿ばく露年数
イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん "
- ② ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん "
- ③ ア) 潜伏期間(年)
イ) 石綿ばく露量
ウ) 胸膜プラーク
エ) 肺がん "
- ④ ア) 潜伏期間 (年)
イ) 石綿ばく露量
ウ) 肺がん
エ) 胸膜プラーク "



【一戸建て等】第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問題6 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968年に制定された。
- ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
- ③ 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ④ 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。

問題7 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ② 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- ③ 建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
- ④ 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

問題 8 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害"
- ② ア) 石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害"
- ③ ア) 石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害"
- ④ ア) 石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害"

石綿有無の実態 調査時の判定	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

問題 9 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。
- ② 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
- ③ 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
- ④ 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。

問題 10 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 図面調査により明らかに結論がでた場合は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。
- ② 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ③ 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、現地調査のための事前準備を行う。
- ④ 現地調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。

【一戸建て等】第3章 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査

問題 11 「一戸建て住宅等」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 「一戸建て住宅等」とは、一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部をいう。
- ② 共同住宅の住戸の内部には、ベランダや廊下等の共用部分は含まれない。
- ③ 一戸建て専用住宅とは、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるものであり、「1つ以上の居住室」、「専用の炊事用流し（台所）」、「専用のトイレ」「専用の浴室」の4つの設備要件を満たしているものである。
- ④ 木造住宅には、「木造軸組在来工法」、「木造枠組壁式工法（ツーバイフォー工法）」、「パネル工法」などがある。

問題 12 「関係法令との関連」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ② 防火地域内において、延べ床面積が 100 m²以下の 2 階建ての建築物は、「準耐火建築物」にしなければならない。
- ③ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、隣地境界線及び道路の中心線よりそれぞれ 1 階にあっては 3 m 以内、2 階以上にあっては 5 m 以内の距離にある建物の部分をいう。
- ④ 建築基準法では、建築物の利用者数、人口密度に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造物を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。

問題 13 「関係法令との関連」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法において「梁（構造上重要でない小梁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ② 建築基準法において「階段（構造上重要でない局所的な小階段、屋外階段を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 防火地域では、建物（住宅を含む）の外装に延焼防止等の目的で、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第一種、スレートボード、スラグせっこう板等のレベル 3 の石綿含有建材が多用された。
- ④ 建築基準法において「避難用屋外階段」は、建築物の主要構造部である。

問題 14 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種の製造時期は、1960 年から 2004 年である。
- ② レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961 年から 2004 年である。
- ③ レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿窯業系サイディングの製造時期は、1960 年から 2004 年である。
- ④ レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ルーフィングの製造時期は、1937 年から 1987 年である。

問題 15 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、又は煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ② 建築基準法で定義する建築設備のうち、給水、排水、その他の配管設備として「スプリンクラー」は含まれる。
- ③ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「ダムウエーター」は含まれない。
- ④ 電気設備の防火区画貫通処理には、難燃性有機質パテが耐熱シール材として使用されていることが多くみられる。

- 問題 16 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 現地調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
 - ② 石綿調査の第 1 段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
 - ③ 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
 - ④ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものと限らない。

- 問題 17 「一戸建て住宅等での図面の書類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
 - ② 設計図書には多様な図面があり、大別すると、建築図、構造図、設備図（電気設備、給排水衛生設備、空調設備）等がある。
 - ③ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。
 - ④ 施工図の内容は設計図書ではわからない詳細事項が多いので、専門知識がなくても理解できる。

- 問題 18 「一戸建て住宅等での図面の書類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる場合がある。
 - ② 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
 - ③ 平面図とは、各階の床面から一定（1 m程度）の高さの水平断面を図面化したものである。
 - ④ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。

- 問題 19 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」かが判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
 - ② 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
 - ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われるので最新版に留意する。
 - ④ 「建材の石綿含有情報」とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。

問題 20 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- ② 書面調査結果の整理は、「1.建築物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ④ 網羅的調査（現地調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。

【一戸建て等】第4章 現地調査の実際と留意点

問題 21 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査を事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性がある。再調査は調査自体の正確性や依頼者からの信頼を失うものとなる。
- ② 事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分もあり、必要がある場合は建材の取り外し等も行う。
- ③ 調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多いことが考えられるので、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ④ 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。

問題 22 現地調査で、現地調査の結果を総合的な調査報告書を作成する際、何に基づいて作成するか、ア～エの記述のうち適切な記述がいくつあるか以下の①～④から選びなさい。

- ア. 関係者からのヒアリング結果。
- イ. 設計図書等がある場合は図面調査。
- ウ. 調査対象の建築物の現地調査。
- エ. 現地調査では採取した試料の分析結果。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ

- 問題 23 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
 - ② 事前調査で使用する調査用品には、霧吹き、湿潤器、カメラ、ホワイトボード、ヘッドライト、懐中電灯、粘着テープ、ハンマーなどの工具、ちり取りセット等がある。
 - ③ 調査対象の現場が狭隘である場合には手鏡、暗視カメラなどが、また現場が暗所である場合には投光器などが必要である。
 - ④ 事前調査の試料採取時は、石綿粉じんが発じんする恐れがあるので、取替式防じんマスクを着用する。
- 問題 24 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材は、主に内外装及び水回り部分に使用されている可能性が高い。
 - ② 共同住宅での石綿含有建材の施工部位は、内装仕上げ材とベランダ及び外部の廊下を対象とする。
 - ③ 一戸建て住宅では、屋根の軒天には、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が使われていた。
 - ④ 共同住宅では、トイレの天井・壁の仕上げ材として、石綿含有スラグせっこう板がよく使用されていた。
- 問題 25 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 石綿含有スレートボードは、防火性能は高いが耐水性能が低いため、キッチンやふろ場の壁の下地に使われることはなかった。良く使われたのは石綿含有ケイ酸カルシウム板2種である。
 - ② 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板、軟質フレキシブル板の4種類あるが、外観からだけでは判断が非常に難しい。
 - ③ 石綿含有スラグせっこう板は、内装材、外装材、軒天井材として使用されていた。
 - ④ 石綿含有ロックウール吸音天井板は、レベル3の建材としては密度が低い。(0.5g/m³以下)
- 問題 26 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- ① 石綿含有パーライト板は、かさ比重により、0.5 石綿パーライト板と、0.8 石綿パーライト板に区分されている。
 - ② 4層構造（表面化粧加工＋鋼板＋保温材(防音材)＋セメント板）であり、表面を加工した石綿含有スレートボードの複合パネルが、戸建て住宅の外壁に使用された例があるので注意する必要がある。
 - ③ 表面が磁器タイルの場合は、コンクリート面に直接モルタル等で貼り付けるため、石綿含有建材の複合パネルとして施工することはない。
 - ④ 石綿含有ビニル床タイルは、耐水性、耐摩耗性、耐久性に優れた材料である。

問題 27 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有窯業系サイディングは、厚さが 12～16mm のものが多く、一般住宅では幅 455mm、長さ 2720mm 又は 3030mm がよく使用されていた。
- ② 石綿含有スレート波板は、2004 年 9 月までは、ほとんどの製品に石綿を使用していた。
- ③ 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根、壁に使われていた。
- ④ 石綿含有押出成形セメント板は、厚さが 60 mm もあり、強度も大きいので、耐力壁用の材料として外壁に多く用いられた。

問題 28 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有ルーフィングは、防水機能の向上を目的として、野地板表面に屋根葺き下地材として施工される材料である。
- ② 石綿発泡体は、弾力、柔軟性、低発じん性、不燃性、耐熱性、断熱性、吸音性、耐振性、撥水性、加工・施工性の高い材料であり、主にビルの外壁の耐火目地材に使用されていた。
- ③ 石綿含有接着剤は不定形だが、ビニル床タイルを剥がした後に縞状に残っていることが認められる。
- ④ 石綿含有セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造された円筒状の建材であり、排水管、換気管、配電管に使用されていた。また臭気抜き以外には、煙突用の材料としての使用実績は少ない。

問題 29 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 階段の位置と水回り(洗面所・トイレなど)の位置関係や間取りを事前に把握しておく。
- ② レベル 3 建材は、一般的に建築後にレイアウト変更がある場合も多いので設計図書や施工図書だけで判断せず、注意深く調査する必要がある。
- ③ せっこうボードの大半(ほぼ 9 割)は、表面に表示がある。メーカー名、認定マーク、製造工場名などの情報をうまく活用することで、分析数量等を調整することができる。
- ④ 室内の盗難防止のために入る案内人は保護具を着用していないので、同席は構わないが、試料採取に参加してはならない。

問題 30 「分析法の課題及び分析作業における留意点」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 同じ場所で採取した試料でも分析機関ごとに分析値や判断が異なるケースも多い。
- ② 2005(平成 17)年に基発 188 号に基づき分析を実施した当時は、クリソタイル、アモサイト、アンソフィライトの 3 種類の鉱物のみを対象にしていた。
- ③ 2005(平成 17)年に、分析機関は、基発 188 号の定量分析 (X 線回折法) のみ実施し、石綿繊維の有無を確認する分散染色法での顕微鏡観察は、実施しされていなかった事例がある。
- ④ ひとつおりの分析で、不検出であった場合、試料調製を行って再確認をすることが見落としを防ぐため有効である。

【一戸建て等】第 5 章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問題 31 「調査報告書の作成方法と報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」まで、必ず記入する。
- ② 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。
- ④ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に○をする。

問題 32 「調査報告書の作成方法と報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 今回調査箇所欄に、階を必ず記載すること。戸建て住宅の平屋の場合でも 1 階と記載する。
- ② 今回調査箇所欄における部位は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。
- ③ 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示し (色塗りなど)、その理由も簡潔に記載する。
- ④ 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。

問題 33 「現地調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- ② 構造について、木造、S造、RC造など、建築物構造について記入する。
- ③ 現地調査個票は、個別（部屋別など）に巡視した部屋について、同じ階数の同種の部屋はまとめて1ページとし記載する。
- ④ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。

問題 34 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

- ① 事業者の電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問題 35 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ② 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ③ 建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準の変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも、石綿含有建材調査者は理解しておく。
- ④ 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。